

第7章 スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上と補償制度の推進

近年、健康志向が高まりスポーツ教室などでスポーツに親しむ人が増えてきています。また、競技スポーツでは日本選手が世界の舞台で活躍する機会が増え、私たちに夢や感動を与えてくれています。このように、スポーツに興味や関心をもつ人が増加し、それと同時にスポーツがもつ社会的地位は大きく向上してきています。

しかし、社会的地位が向上したことにより、その地位を不正に獲得しようとする、もしくはさせようとする行為や、行き過ぎた指導が行われるなどの状況も出てきています。

そこで本協会では、県内のアマチュアスポーツ団体を統轄する団体として組織の透明性を向上し、より多くの人々が公平、公正な環境でスポーツ活動を行える環境や、選手同士においてもフェアプレイのもとでスポーツ活動が行えるような環境を整備していきます。

1 スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

(1) アンチ・ドーピングの啓発

ドーピングは、公平なルールのもとで行われるべきスポーツにおいて反社会的行為であり、ドーピングを行ったアスリートは社会的信用を失うばかりか、スポーツ全体の価値を著しく失墜させてしまいます。また、ドーピングはアスリートに重大な健康被害を及ぼすこともあるため、ドーピングの防止・撲滅は、スポーツ界の公平性を向上させていく上で重要な取り組みとなります。

ドーピングの問題は年々複雑化しています。選手が体調を整えるために、何気なく摂取したサプリメントや栄養補助食品に禁止薬物が使われていた「うっかり」ドーピングも増加しています。

そこで、このようなケースからアスリートを守るため、本協会では引き続き、スポーツ医・科学委員会委員の医師やスポーツファーマシストの協力を得ながら「アンチ・ドーピング講習会」を開催し、全ての加盟競技団体の指導者、医・科学担当者、アスリートに出席を促し、アンチ・ドーピングの正しい知識を身につけてもらえるよう取り組んでいきます。



また、練習会場などに直接訪問し講習を行う「競技別講習会」も随時開催し、専門的知識のほか検査方法や手順を事前に学習してもらう機会を設定していきます。

<具体的な取り組み>

① アンチ・ドーピング講習会への全加盟競技団体の参加

取り組み	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
アンチ・ドーピング講習会への全加盟競技団体の参加	重要性の周知・内容の再検討	→	→	→	→

(2) ハラスメントの撲滅

ハラスメントとは、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益、脅威を与えることを指し、様々な種類が存在します。

現在、このハラスメントが社会的な問題になっており、近年スポーツ界においてもクローズアップされています。勝利を追求するあまり選手同士でハラスメントが起こるケースや、指導する現場で一昔前までは当たり前に行われていた指導方法が、

現在ではハラスメントとして捉えられる事例も出てきています。



本協会では、選手同士また選手と指導者がお互いを信頼してスポーツを行えるように、いじめや暴力・暴言、セクハラ等はもちろんのこと、これまでの指導方法の中に起こりうるハラスメント等についても注意喚起を行っていきます。

また、これらのハラスメント等から選手などを守るため、本協会内に「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」を設置し、公正・公平なスポーツ界に向けた取り組みを充実させていきます。

<具体的な取り組み>

- ① ハラスメントの撲滅に向けての注意喚起
- ② スポーツにおける暴力行為等相談窓口の設置

取り組み	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ハラスメントの撲滅に向けての注意喚起	注意喚起	→	→	→	→
スポーツにおける暴力行為等相談窓口の設置	設置規程の制定・周知	周知活動	→	→	→

(3) ガイドラインの策定

現在、国では「スポーツ団体の組織運営体制の在り方の指針となるガイドラインを作成する」とし、日本体育協会でもそれに準拠して「日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を策定しています。

本協会でも、国や日本体育協会が策定するガイドラインに従い、遵守すべき基準を作成し、運営の透明性確保等のガバナンス（内部統治機構）を実現できるようガイドラインを作成していきます。

<具体的な取り組み>

① ガイドラインの策定と加盟団体への策定喚起

取り組み	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ガイドラインの策定と加盟団体への策定喚起	ガイドライン策定	加盟団体へ策定喚起	→	→	→

(4) スポーツ仲裁自動応諾条項の採択

近年スポーツ界においては、勝敗にかかわる判定方法や、代表選手の選考方法等について、競技団体と選手との間で争いが起こることがあります。

この争いについて訴訟を起こした場合には、多額の費用とともに長い期間を要し、選手にかかる負担は計り知れないものとなります。

そこで、スポーツをめぐる争いをスポーツ紛争分野の専門家が公正・適正かつ迅速に解決するための機関「日本スポーツ仲裁機構」が、スポーツ関係団体の協力のもと設立されました。



この仲裁機構を利用するには、選手からの不服の申し立てがあった場合、この仲裁機構の下した判断に無条件で応じることを意思表示（自動応諾の採択）する必要があります。

本協会では、スポーツ関係団体がスポーツに関するルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与していく組織づくりの機会になると考え、早急に自動応諾の採択を行うとともに、加盟団体に対しても仲裁条項の受入を働きかけていきます。

<具体的な取り組み>

① スポーツ仲裁自動応諾条項の採択

取り組み	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
スポーツ仲裁自動応諾条項の採択	仲裁条項の理事会採択				

(5) フェアプレイ宣言の推進

フェアプレイとは、ルールを守る、審判や対戦相手を尊重する、全力を尽くす、負けてもふてくされたりしないなど、行動に表れるものと、フェアプレイ精神といわれるような自分の考えや行動について、恥ずかしくない判断ができる心(魂)を持つという2つのことを意味し、スポーツを真に楽しく行う上では欠かせないものです。

日本体育協会では、社会におけるスポーツの価値をさらに高めていくこと、スポーツの力で日本を元気にすることを目的に「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーン運動を推進しています。

本協会としても、スポーツを通じて育まれるフェアプレイは、社会を元気にする人づくり、地域づくり、県づくりに貢献するものと考え、スポーツ活動のあらゆる場面で協力・実践を積極的に呼びかけ、このフェアプレイ宣言を推進していきます。



<具体的な取り組み>

① フェアプレイ宣言の推進と周知

取り組み	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
フェアプレイ宣言の推進と周知	キャンペーン周知と宣言推進	→	→	→	→

2 補償制度の推進

(1) スポーツ安全保険の加入促進

スポーツ安全保険は、団体活動中に生じた傷害、賠償責任、突然死に対し補償される制度で、スポーツ活動や文化活動、ボランティア活動、地域活動を行う社会教育関係団体が加入することができます。

本協会では、公益財団法人スポーツ安全協会山梨県支部として、スポーツ活動がもつリスクへのサポートを行っています。

スポーツを推進する本協会では、加盟団体やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、地域、仲間などで活動するクラブやサークルなどの団体に対し、団体活動中に発生する怪我や損害等に備え、安心してスポーツが行えるようこの保険への加入を促進しています。



今後も、本協会関係団体への広報を積極的に行うとともに、全ての市町村に対し
 広告掲載の協力を依頼し、スポーツ安全保険の加入促進を図ります。

<具体的な取り組み>

① スポーツ安全保険の加入促進

取り組み	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
スポーツ安全保険の加入促進	市町村及び加盟団体登録者への広報	→	→	→	→

(2) スポーツ傷害見舞金制度の周知

この制度は、1991年（平成3年）に一般財団法人仲田育成事業財団と県教育委員会の出資により基金（現「スポーツ傷害見舞金積立資産」）を設け、本協会が主催する各種事業、県教育委員会や加盟団体等が主催するスポーツ大会等において、その活動中に重篤な傷害などがあった場合に、見舞金を給付する制度です。

しかし、この制度が活用されることは少なく、最近では加盟団体等にもこの制度が知られていない状況があります。

そこで、この制度について、対象となる団体に対し各種会議や講習会などを通じ見舞金制度を知ってもらう取り組みを行うとともに、団体における傷害の状況などを調査し、給付基準について再検討し、スポーツ選手などへの補償の充実を図ります。

<具体的な取り組み>

① スポーツ傷害見舞金制度の周知

② 実態調査と給付基準の再検討

取り組み	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
スポーツ傷害見舞金制度の周知	制度の周知	→	→	→	→
実態調査と給付基準の再検討	実態調査・見直し案の検討	規程更新	新制度施行	→	→

(3) 主催者賠償責任保険の加入

近年イベントなどで発生したトラブルにおいて、主催者の責任を問われるケースが多くなっています。最近の事例では、スポーツ大会中に発生した落雷により重度の身体障害を負った選手と家族から、主管していた団体ではなく、大会会場の施設

管理者で大会を主催していた市体育協会が損害賠償請求を受け、賠償金支払いのため市体育協会が破産するという事例がありました。

本協会では、このような事例を教訓に、県体育祭りや県スポーツ・レクリエーション祭をはじめ、本協会が主催する各種スポーツ大会、イベント等において起こりうる損害賠償事故において、補償ができるような体制を整えておく必要があると考え、平成 26 年度から主催者賠償責任保険へ加入しています。

この保険は、加盟団体も被保険者となることから、スポーツ選手などへの補償の充実に繋がるとともに、加盟団体のリスクマネジメントの一環としても有効な保険となることから、今後もこの保険への加入を継続していきます。

<具体的な取り組み>

① 主催者賠償責任保険の継続加入と加盟団体への周知

取り組み	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
主催者賠償責任保険の継続加入と加盟団体への周知	保険継続加入 加盟団体への周知	→	→	→	→